

◎環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）
（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（配慮書の作成等） 第三条の三〔略〕</p> <p>2 既存工作物（第二条第二項第一号イからへまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物（同号ホに掲げる事業に係る工作物にあつては、火力発電所（地熱を利用するものを除く。）及び原子力発電所を除く。）であつて現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に</p>	<p>（配慮書の作成等） 第三条の三〔略〕</p> <p>2 既存工作物（第二条第二項第一号イからへまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であつて現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四</p>	<p>（配慮書の作成等） 第三条の三〔略〕 〔新設〕</p>

<p>3 〔略〕</p> <p>係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。</p> <p>一 事業実施想定区域</p> <p>二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容</p>	<p>3 〔略〕</p> <p>号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。</p> <p>一 事業実施想定区域</p> <p>二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容</p>	<p>2 〔略〕</p>
--	---	-------------------